

一般社団法人日本壁装協会会則

制 定 平成 15 年 6 月 12 日
最終改正 平成 23 年 1 月 26 日

第 1 章 総 則

(本会則の目的)

第 1 条 一般社団法人 日本壁装協会（以下「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(英文名称)

第 2 条 本会は、英文では JAPAN WALLCOVERINGS ASSOCIATION と称し、その略称を W A C O A とし、ワコアと称する。

(支 部)

第 3 条 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

(本会の目的及び事業の実行)

第 4 条 本会は、定款第 3 条記載の目的及び事業項目について、毎年度ごとに事業計画並びに予算を作成し総会の承認を得てこれを実行する。
2. 防火材料、シックハウス対策、I S M 壁紙等に関する自主管理業務を行う。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会は、本会の社員を正会員と称し、かつ社員ではない準会員も会員と称す。会員は、壁紙関連の事業者である法人、団体もしくは個人であって、正会員は、社員 2 名以上の推薦により、理事会の承認を受けたものとする。

(防火材料会員)

第 6 条 防火材料の認定を取得した会員、又は防火壁装材料の販売に携わる会員、又は防火壁装材料の施工に携わる会員は、本会の防火材料会員登録規則に基づいて、本会の防火材料会員 1 名以上の推薦により、当会の特別専門委員会の審査を受け、理事会の承認を得て、防火材料会員と称することができる。

2. 防火材料会員は、防火壁装材料に関する本会の業務に協力するものとする。
3. 防火材料会員の登録料については、防火材料会員登録規則に定める。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、入会金並びに会費を負担する。入会金並びに会費は細則に定める。

2. 既に納入された入会金並びに会費については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(分担金)

第8条 防火材料会員は、本会の事業を達成するための分担金を拠出しなければならない。分担金の算出方法等は、細則に定める。

2. 既に納入された分担金については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(事業収入等)

第9条 事業収入等は、登録料、ラベル、書籍、その他物品等の頒布収入及びその他の収入とする。

2. 既に納入された事業収入については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(退 会)

第10条 会員は、1ヶ月以上前までに退会届を提出して、本会を退会することができる。

2. 会員が、次の各号の一つに該当する場合は、退会届の提出がなくとも退会したものとみなし、理事会に報告の上、手続きを取るものとする。

- (1) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、又は解散したとき。
- (2) 会費の納入が細則に定められた期限までになされなかった場合
- (3) 分担金が期限までに支払われなかった場合

(除 名)

第11条 会員が、本会の名誉を著しく毀損し、又は設立の趣旨に反する行為をなしたるときは、総会の決議によって除名することができる。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、定款に定める社員総会（定時総会及び臨時総会）、理事会のほか、本会則に定める委員会等とする。

(議 決)

第13条 各会議の議事は、本会の定款及び法令に別途定めがない限り、出席者の過半数の議決による。

(委員会及び臨時委員会)

第14条 本会に、目的及び事業達成のため、次の委員会を設ける。

- (1) 技術委員会
- (2) 施工管理委員会
- (3) リサイクル委員会
- (4) 広報・普及委員会
- (5) I S M壁紙委員会
- (6) 流通委員会

2. 目的及び業務の遂行上必要な場合には、理事会は、1年を越えない期間を限って臨時委員会を設置することができる。ただし、理事会は、期間を延長することができる。
3. 委員会の委員長は、理事会において理事の中から(ただし、必要あるときは理事以外の者から)選任し、委員長は、理事会の承認により委員(若干名)を指名する。委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 委員会の運営については、理事会において別に定める委員会運営要綱による。

(特別専門委員会)

第15条 本会に、本会則第4条第2項に定める防火材料・シックハウス対策関連業務を公正かつ円滑に運営するため、特別専門委員会を設置する。当該特別専門委員会は、以下の構成とする。

- (1) 壁紙品質情報管理システム運営委員会
- (2) 前号記載の運営委員会の実務を担当するための下部委員会としての、壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会
- (3) 壁紙品質情報管理システムの運用を行うため、前号記載の実行委員会の下部委員会としての壁紙品質情報検索システム運営委員会

2. 特別専門委員会の委員長は、業務の社会的信頼性を確保するため、理事会において、会員以外の学識経験者を選任し委嘱するものとする。

3. 壁紙品質情報管理システム運営委員会における委員は15名以内とし、理事会の承認により委員長が指名する。

なお、委員には会員以外の学識経験者2名以上を選任し委嘱しなければならない。

4. 特別専門委員会並びにその下部委員会の運営については、理事会において別に定める特別専門委員会運営要綱による。

5. 委員長並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員)

第16条 役員については、定款に定める外、以下のとおりとする。

2. 役員候補については、理事会で定めることができる。

3. 金銭出納の公正化を担保するため、理事会において、理事の中から会計担当1名を選任し、金銭出納の決裁を行う。会計担当は、その職務を予め執行理事に委任することができる。

4. 理事は、定款、本会則に定めのある場合、及び理事会の承認がある場合を除き、その職務を他に委任することができない。

5. 役員は任期満了後であっても後任者が決定するまでの期間その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第17条 本会の運営に関する重要な事項について理事長の諮問にあたるため、本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(役員報酬)

第18条 報酬は、社員総会で定められた金額内で、理事会がこれを定める。

2. 監事の報酬は、社員総会で定められた金額内で、監事全員の会議により定める。

3. 報酬額は、理事会に報告され、その第一回目の支給額の記載された会計帳簿をもって記録とする。

第5章 事務局等

第19条 事務局の運営に関する規則類は、別に定める。

(業務の委託)

第20条 本会の業務は、理事会の承認によってこれを他に委託することができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は次の収入による。

- (1) 入会金、会費
- (2) 分担金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入
- (6) 資産より生ずる果実

(資産の管理)

第22条 本会の資産は理事長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

(経費)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第24条 本会の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(暫定措置)

第25条 本会則の定めにかかわらず、止むを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入及び支出を実行することができる。

2. 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

附 則

第1条 本会則は、有限責任中間法人 日本壁装協会設立日から施行する。

第2条 本会則の施行日前における日本壁装協会正会員は、本会則第5条の正会員となることができる。

第3条 本会則の施行日前における日本壁装協会準会員は、本会則第5条の準会員となることができる。

第4条 本会則の施行日前における任意団体 日本壁装協会の役員は、定款ならびに本会則に定める理事・監事にそのまま移行することができる。

第5条 本会則の施行日前における任意団体 日本壁装協会 会則によって選任された役員の任期は、本会則による役員の就任までその任にあたるものとする。

第6条 本会則の改廃は、理事会の議決による。

第7条 本会則の改正は、平成23年1月26日から施行する。

一般社団法人日本壁装協会会則 細則

(入会金及び会費、入会手続き)

第1条 本会則第7条に基づく会員の入会金並びに年度会費の金額は、次のとおりとする。

2. 会費は、年度当初に請求し、当該年度に開催される定時社員総会開催日の属する月末までに支払うものとする。

会員の種別	入会金	年度会費
正会員	300,000円	120,000円
準会員	60,000円	60,000円

3. 本会則第7条に定める入会申込は、所定の書式により入会を申請し、入会金、年度会費の納入を以って申込とする。

なお、理事会の承認を必要とする正会員への移行は、その承認を得た後、細則第2条の入会金差額並びに年度会費の差額の納入を以って手続きの完了とする。

第2条 毎会計年度10月1日以後に入会するものの年度会費については、第1条に定める年度会費の2分の1を越えない範囲でこれを減額することができる。準会員であって新たに正会員に移籍しようとするときの入会金は、その差額を納入するものとする

第3条 本会則第8条に基づく分担金は、事業年度ごとに定める事業計画に基づき理事会で負担額、徴収時期・方法等を議決する。

第4条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

第5条 本細則は、有限責任中間法人 日本壁装協会の設立日である平成15年7月2日を以って施行する。

第6条 本細則の改正は、平成23年1月26日から施行する。

一般社団法人日本壁装協会
東京都港区赤坂4丁目9番6号
(タクアカサカビル6階)

〒107-0052

TEL 03(3403)6351 FAX 03(3403)6352